

定期検査実例とポイント 建築設備(昇降機を除く)編 の改訂について

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 事務局

1. はじめに

当財団では、定期検査の実務に携わっている方々の業務に資する資料として、検査において判断に迷う箇所等に要点を絞り、検査の実例、ポイント等を取りまとめた事例集「定期検査実例とポイント」を公開しております。

この度、令和4年度に国土交通省の補助事業にて実施した建築基準法第12条に基づく建築設備の定期検査の実態調査の結果を踏まえ、建築設備(昇降機を除く)編を改訂し、下記ホームページに掲載しました。

<https://www.beec.or.jp/report/information/>

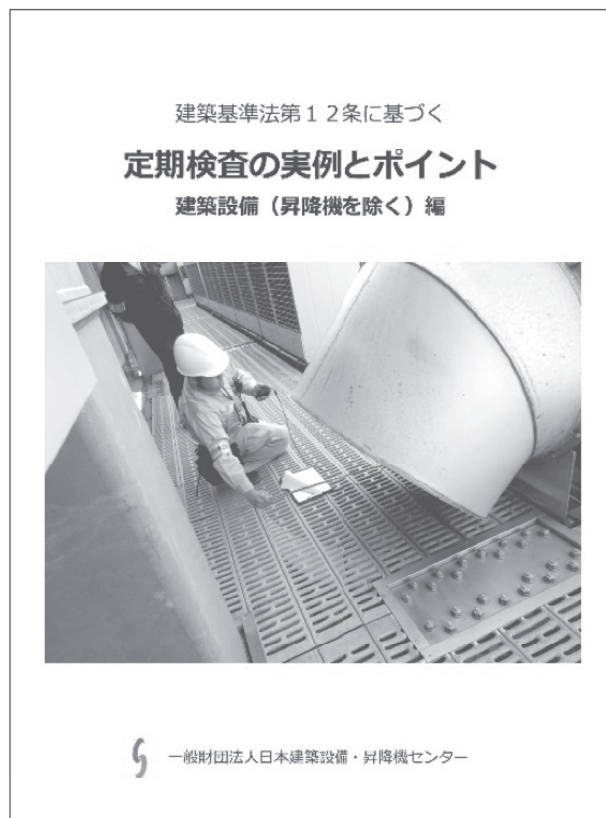


図-1 定期検査実例とポイント建築設備(昇降機を除く)編の表紙のイメージ

2. 定期検査に用いる計測機器の校正

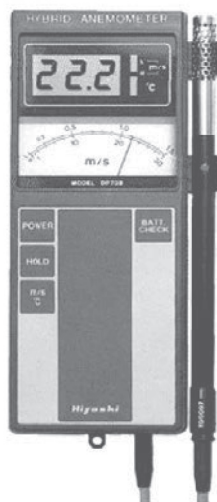
定期検査に用いる計測機器の校正は定期的に行う必要があることを周知するため、定期検査全般に共通する内容を解説する章として第1章「共通事項」を新たに設け、解説項1-1「計測機器の校正」を追加しました。

風速計等の計測機器は、センサー等の経年変化による劣化等によって、当初設定された感度が維持できなくなり、計測機器の指示に誤差が生じてきます。

一般的にこの誤差を是正し、本来持つべき感度に戻す操作を校正といいます。

誤差が生じている計測機器で測定すると、許容範囲から外れた測定値で誤った判定を行い重大な過失責任を問われる可能性もありますので、校正は定期的に行って下さい。

また、非常用の照明装置の照度の測定においては、非常用の照明装置の構造方法を定める件(昭和45年建設省告示第1830号)で、「水平照度は十分に補正された低照度測定用照度計によって測定された物理測定法により測定されたものとする。」としていることから、当該照度の測定には、例えば計量法に基づく検定を受けた照度計を用いることが考えられます。



風速計例

3. 非常用の照明装置の照度測定

非常用の照明装置の照度測定に、スマートフォンに搭載された照度センサーを用いたアプリは用いてはならないことを周知するため、第4章「非常用の照明装置」の解説項4-3「照度測定検査」を修正しました。

スマートフォンの照度センサー等を用いたアプリは、精度が低く、また当該センサーの受光面が平面状となっていることから一般的な照度センサーとは異なる特性を持つため、本検査の照度測定に用いることはできません。



照度計とスマートフォンの照度センサーの受光面の違い

4. さいごに

本事例集は、この度の改訂に併せ、初版発行以降に行われた法令等の改正内容を取り入れております。

本書が広く活用されることで、定期報告制度の適正な運営を通じた建築物の利用者の安全に寄与することを期待いたします。